2000年1月7日発行

みなみかわち
町議会ネットワークニュース

(第104号)



村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418
e-mail:
muraomit@mb.infoweb.ne.jp



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621
e-mail:
k-isobe@bc4.so-net.ne.jp



荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:40-1014
FAX:40-1019

新年おめでとうございます。
今回は平成11年第4回定例会（12月8～10日）
任期最後の報告です。

《審議事項》

議案第39号	町少子化対策基金条例の制定	賛成全員	可決
第40号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正	〃	〃
第41号	議会の議員の報酬及び費用弁償の条例の一部改正	〃	〃
第42号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正	〃	〃
第43号	町職員の給与に関する条例の一部改正	〃	〃
第44号	町固定資産評価審査委員会条例の一部改正	〃	〃
第45号	H11年度町一般会計補正予算（第4号）について	〃	〃
第46号	H11年度町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	〃	〃
第47号	H11年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	〃	〃
第48号	H11年度町水道事業会計補正予算（第2号）	〃	〃
発議第７号	町議会委員会条例の一部改正	〃	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：磯辺香代・荒井英子・村尾光子　（通告順）

もくじ

村尾光子の一般質問



問1.環境行政について

近年、様々な分野で環境問題が噴出している。利便性や経済的豊かさのみを求めてきた結果が、環境破壊を引き起こしていると言っても過言ではない。かけがいのない自然環境を保全しながら人が生活していくためには、すべての活動について環境への配慮を怠ってはならない、そして、積極的な保全策を講じなければ、と思う。行政としての対応策を求めた。

(1)環境基本法、栃木県環境基本条例の基本理念に則り、町環境基本条例の制定を求める。
また、町の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する目標や施策を明らかにするため町環境基本計画を策定されたい。

【町長】環境は当然のことながら保全すべきであり、現状は切羽詰まった状況と認識している。しかし、住民間にはこの認識について大きな隔たりがあり、認識の仕方によっては、厳しい条例となろう。時間を掛けて認識を高める必要がある。条件整備等の準備期間が欲しい。どう進めるかも含めて検討する。
近く総合計画策定のためのまちづくり懇談会が発足するが、この問題は当然その場で論議されると思う。

(2)平地林保全について、町内は全域が県地域森林計画の指定区域となっており、町森林整備計画も策定された。が、「平地林保全」は掲げているものの具体的な保全施策がない。
民有地については保全支援策が必要だ。資金や人材援助、公有化または借り上げ等、具体策を求める。

【都市計画課長】平地林は、その公益的機能や生活環境の保全から重要性が高まっている。町森林整備計画は業としての保全計画であり、具体策はない。町内の平地林は137㌶、大部分がこなら・くぬぎの広葉樹林だ。経済的価値が減少しているので、放置状態となっており、ごみの不法投棄も多い。現在、緑の基本計画策定作業中だ。H11年度は資料収集している。次年度は地権者や一般町民を含めた場で意見を聴き、自然を生かした活用方法や保全策を決めたい。

環境基本法:抜粋

(環境の恵沢の享受と継承等)

第3条 環境の保全は、・・・中略・・・人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)

第4条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

法律や県条例には、格調高い理念が謳われている直ちに実現するとは考えてはいないが、早く検討に着手してほしい。町条例には、①保全されるべき環境は可能な限り広範に考える、②審議会を設置して町環境基本計画を策定する、③この基本計画は他のあらゆる計画や施策に対して優位性・基底性を持つ、④環境保全は行政各課の横断的連携の下に進める、⑤環境ｵﾝﾌﾞｽﾞﾊﾟｰｿﾝを置く、を明記するよう求めた。

(3)環境保全型農業の推進について
①H8年3月に策定した環境保全型農業推進方針は、農業者はじめ町民にどれほど理解され浸透しているのか。啓発不足と感じる。
②推進体制はどのように整えられ、関係機関といかに連携協議しているか。

【経済課長】策定後、町内農家全戸に推進方針を配布した。これまでの農業の機能を維持・向上させるのみならず、環境性と生産性の調和に配慮したもので、①堆肥舎を効果的に活用した土づくり、②病害虫防除の適正化等、③化学肥料に頼らない、を柱として各事業を進めている。非生産的な面や農家負担もあるのでなかなか取り組めない。

H12年度からは農村環境整備計画を策定する予定なので、多面的農業を考える上で、非農家の協力を得たい。

推進のための一元的組織はない。将来的には町病害虫防除推進協議会や町農廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ適正処理推進協議会との連携が考えられる。

町が取り組んでいる環境保全型農業推進事業

(1)土づくり
畜産農家の堆肥舎設置助成・ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ導入補助、耕種農家と連携した土づくり
家畜糞尿対策としてH11年度に庁内有機資源活用地域内循環システム検討委員会設立準会を発足させた。
(2)病害虫防除
新農法による展示圃設置(H10年度～3か年)
航空散布:今後について農協と協議している
(3)化学肥料に頼らず、化学資材の適正処理
農業用廃ﾋﾞﾆｰﾙ処理はこれまでの年1度回収から、肥料袋を含め年2度回収(H11度～)。
11年度には、啓発組織の町農業用廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ適正処理推進協議会を発足(県補助事業)。

(一般質問への課長答弁)

展示圃のみならず、様々な事業名で環境保全型農業推進事業が行われていた。しかし、一般住民にはその事業が環境保全のための施策であるとの説は無い。農業者の代表が集まる農政対策協議会にても、是非、この基本方針と体系的な施策を説明して欲しい。総会は僅か1時間もかからないのだから

問2.福祉行政について

来年4月からの介護保険制度スタートに向けて、町は懸命に準備を進めている。最後の追い込み段階になって、政府は唐突に、完全施行を先延ばしにする方針を打ち出した。介護の社会化や保険制度の理念を根底から覆すような内容もあり、こんな政略的な手法に憤りさえ感じる。が、町としては周到な準備はしておくべきだ。特に心配な在宅介護支援センターについて質した。

(1)在宅介護支援センター設置に向けての検討状況はどうか。
早急に必要な機関なので、高齢者福祉計画や介護保険事業計画の策定を待ってはいられない。最早、町直営または町行政と密接な関係を持つ社会福祉協議会への委託として、12年度中に開設できるよう準備すべきだ。

【福祉課長】──→磯辺議員への答弁参照

人員配置と機能はどうか。
今後の在宅介護支援センター整備構想は？

【福祉課長】職員は常勤1人と非常勤1人の2人(計画では2人以上)体制とし、看護婦・保健婦介護福祉士等でｹｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ有資格者を配置する。訪問介護は24時間運営するが、夜間については電話回線システムにより天寿荘に協力依頼する。他にも24時間体制をとる民間機関があれば、協力要請する。

今回は補助要件の面積確保から標準型としたが、将来的には基幹型とする。

基幹型:市などでいくつかのセンターを擁するとき、指揮権を有するセンター。福祉器具展示義務有り。
標準型:1箇所しかないとき。福祉器具展示義務有り。(今回、面積はかろうじて該当)
単独型:面積要件が緩和される。福祉器具展示はしなくても良い。

12年度中に開設される見通しとなり、安堵。中学校区毎に1箇所と言われている。将来に期待。現在、県内に106箇所、未設置は5市町村(1月3日付下野)

(2)寝たきり高齢者等介護手当支給制度、寝たきり者介護者表彰制度(町社会福祉協議会実施)は介護保険制度の趣旨に馴染まないと考える。どのように対応するのか。

【町長】──→介護者手当については磯辺議員への答弁参照

介護者表彰制度についても住民の認識は様々だ。保険制度の趣旨からは廃止すべきと考える。検討期間をおいて、懇談会等の意見を参考に決定する。

寝たきり高齢者等介護手当

在宅で6か月以上にわたり寝たきり高齢者及び痴呆性高齢者の介護をしている方に月額3000円の介護手当を支給。

H11年度当初予算額:216万円(60人分)

寝たきり高齢者介護者表彰

長い間寝たきり高齢者を介護している方を敬老会にて表彰

どちらの制度も在宅で介護している家族の、殆どが女性だが、そのご苦労を労うもの。趣旨は良く分かる。介護手当制度はH5年に議会で審議し、私も賛成した。しかし、介護労力に見合った額では決して無く、気持ちのホンのお印程度。意義が有るのだろうか?介護保険制度や男女共同参画社会づくりを考えるとなおさら疑問を抱く。美徳という名の下に、介護を家族、特に女性に押しつける結果となっていると感じる。2年前のスウェーデンスタデーツアーでは、両親介護休暇が認められ、しかも有給(80%支給)と聞いた。このような制度が確立されるまでは、1日100円程度の慰労金で甘んじてはいけないと思うのだが。

町の福祉行政として何をすべきか?介護保険か一般福祉か?今頃は、町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇談会では、まとめに向けて熱い議論がなされているに違いない。

(3)ふれあい館トロン温泉の衛生管理について利用者から汚い、臭いとの声を聞くが、どのように清掃・管理を行っているのか。
循環式24時間風呂は保健衛生の視点からの管理も必要と考えるが、留意点は?
細菌(特にレジオネラ菌)感染対策はどうか。

【企画課長】循環ろ過装置による浄化を行っている。ごみ・汚れ掃除は開館前と中間に実施。お湯の入れ替えと浴槽洗浄は週1回実施、利用者が多いときは中間にも気を付けている。細菌対策としては、上水道利用なので水は定期検査を実施しているが、お湯はしていない循環経路にオゾン方式殺菌システムを導入しており、大腸菌・黄色ブドウ球菌・レジオネラ菌・サルモネラ菌等の感染を未然に防いでいる。処理能力は11時間で550人〜600人の利用者に充分耐えられると聞いている。500人を超える利用者があるのは年に1、2回一時的な利用者増の時や周辺の山林や農地からの臭いはある。

開館3年目を迎えている。今後、細菌の裏付け検査を実施する。

レジオネラ菌:環境中に広く生息、肺炎の原因となる。70℃以上に加熱すると死滅。加熱が不充分な給湯等は汚染される可能性がある。高齢者や新生児、免疫力の低下した人が感染すると倦怠感、筋肉痛等の後に発熱、呼吸困難、吐き気の症状を起こし、死亡することもある。　厚生省は「新版レジオネラ症対策指標」をまとめ、都道府県に対して感染対策指導の強化を求めた。循環式風呂も対象。

問3.行政の説明責任について

「町民が主役」の町政では、町民は政策や施策に理解と納得をして町行政に負託したい。そのためには町民の求めに応じるだけではなく、積極的に施策を説明して理解を求める過程が必要だ。町長選挙の際には「開かれた町政を実現する会」の一員として、宇賀持町長と住民自治と執行姿勢について『「町民の暮らしは町民が決める」を基本に、政策決定過程における住民参画、公開、説明責任の手法を確立し、根付かせる。』ことを約束した。どのような姿勢で臨んでいるのか、いかに実行しよう

としているのか質した。

(1)施策等の有効性や効率性の向上と町民への行政の説明責任遂行のために、体系立てた政策評価を実施し町民に公開されたい。

【総務課長】行政が行う施策の必要性と効果を明らかにするため、施策を客観的指標で評価し今後の政策に反映させることは、時代の要請であり、必要と認識している。

行政が政策形成過程を明らかにして透明性を高め、更に効率性やサービス向上と円滑な行政推進のために、体系的な評価表を作成することは効果的だ。政策評価には様々な手法があり各自治体で実施検討している。

自治省では今年度中に指標例を作成するとのことなので、これを参考に町独自の評価システムを構築し、公表したい。

現在は、重点事業について、円滑・効率的な推進を目的に独自の進行管理表を作っている。拡大する方向で検討する。情報公開条例制定後はこれも公開対象となる。

(再質問)決算審査時に添付される「主要な施策の成果及び実績報告書」には、実績のみの記載が大部分で、評価は言及していない。

【町長】評価も加えるよう努めたい。

一言で"政策"と言ってもいろいろな意味があるようだ。①行政課題に対応するときの基本方針すなわち政策(ポリシー)、②政策目的を実現するための具体的方法すなわち施策、そして③各施策の下の個別の事務事業。今回はこれらすべてを含めて政策と表現した。

行政運営は、先ず政策立案・決定、施策実施、評価(反省)、次の政策に反映。この一連についての評価の視点や範囲・内容を明確にして体系立てて行い、公表して欲しいのだ。

これを実施することが、施策の妥当性を裏付ける説明となるはずだ。住民への説明責任を果たすことにもなる。

しかし、労力やコストが掛かる。それに、政策評価が最終目的ではない。けれど、自ら評価することにより、行政側の政策立案能力向上の機会にもなる、と通産省では言っている。同感

(2)町民への予算説明について
毎年、町広報として予算特集号が発行されているが、北海道ニセコ町の予算説明書を参考により、見やすく分かりやすく改善されたい。

【企画課長】ニセコ町の予算説明書は内容・量ともに、参考になる。良い例を参考にしながら、より良いものにするよう努力する。

【町長】もう少し時間を掛けて検討させて頂く。

ニセコ町が町内全戸に配布している予算説明書を見た。冊子のタイトルは「もっと知りたいことしの仕事」、114ページにも及ぶ写真豊富な立派なもの。各事業の予算のみならず、予算案ができるまで、ニセコ町情報公開条例について、資源ごみについてなどの政策決定過程や政策趣旨の説明、更には資料編として道内他町村との比較データ、分かりやすく説明したQ＆A等々。この発行費は270万円(人口は僅か4600人程)。良いところは真似ても良い！

(3)情報公開条例制定のための懇談会設置に向けた準備状況を伺う。懇談会の規模・構成はどのように考えているのか。
専門家の人選、公募委員の枠・募集時期について説明されたい。

【総務課長】専門家として弁護士2人、団体・機関代表8人、町職員2人、公募委員3人の15人体制の懇談会を考えている。公募委員は12年1月号の町広報で募集する。

♥ *町広報1月号をご覧下さい。*

公募委員　3名募集
締め切りは1月28日

情報公開と聴いても、その概念はなかなか分かりにくいもの。懇談会委員もさることながら、広く町民や町職員を対象に、『情報公開とは何か、何故必要か』知らせてほしい。

村尾光子の１９９９年議員報酬と主な使途

【収 入】

議員報酬	3,881,197円	月額233千円+期末手当4.05か月分（→役職加算15%）
下水道組合議員報酬	50,000	H10年度分
表彰審査委員報酬	6,500	H11年度分
旅行積立金残金返金	76,088	→①
所得税還付金	227,287	H10年分
印刷機修理費分担金	120,000	荒井・磯辺議員より
印刷機使用料	177,265	実費（印刷0.2円/枚+原紙30円/枚、再生紙は別に1.5円/枚(B4)）
	4,548,337円	

【支 出】 主なもの

所得税	373,910円	義務的な支出 2,401,320円
議員共済掛金	357,320	
住民税	84,700	
国民健康保険税	226,800	
国民年金掛金	160,430	
固定資産税	100,000	→②
議員旅行積立金	100,000	→1万円/月、報酬より天引き①
自動車重量税・整備	158,160	→保険料含む
家計へ	840,000	→7万円/月③
病気保険掛金	36,000	
印刷機・ｺﾋﾟｰ機維持費	261,812	インク・マスター・トナー・修理代④
印刷用紙	169,050	再生紙
図書・月刊誌・新聞	313,908	
講座参加費	129,000	⑤
事務用品・送料	160,787	切手128,310円⑥
慶弔費	79,406	
医療費	15,560	歯科
寄付金	45,000	開かれた町政を実現する会⑦

①2年間積み立てて、屋久島・種子島・指宿へ。屋久杉の原生林は素晴らしかった。参加費は16万円程。任期満了前の慰労？でも、社会勉強になった
②夫との共同名義になっている我が家の固定資産税の1/2弱を負担。ローン返済はすべて夫。
③夫の給料から天引きされるガソリン・電話代、私の生活費の一部として負担。夫からのお小遣いは結婚以来継続。
④印刷機買い替えは負担が大きいのでｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙに出した。費用190,312円は、報告を共同発行している両議員にも負担して頂いた。購入後8年。
⑤市川房枝記念会政治参画ｾﾝﾀ地方議員行財政研究会・財政研究会（以上東京）、その他単発のシンポジウム参加費。このほか旅費も支出。
⑥切手はニュース送料。
⑦町長選挙に際して政策協定を結ぶために設立した政治団体。情報公開についての学習会も開催した。
他に、団体会費、懇親会費等々

任期最後にあたり・・・

女性議員３人で、協調して活動できたところが多々ありました。１人では無力でも３人となれば、議案提案権（定数の1/8以上）があり、結果はともあれ、議会として無視できません。協調できる仲間が増えることを願って止みません。

議員活動も長すぎるほど続けてきましたが、住民自治の民主社会を目指して、もう一踏ん張りしようと思います。

ご支援頂き、そして文字ばかりのこの報告をお読み下さいましてありがとうございました。

§４年間の活動

議会では 教育民生常任委員・経済常任委員、
自治医大周辺下水道組合議員（H8.3～副議長、H11.5～議長）、表彰審査委員会委員
ごみ減量化・分別収集推進検討委員（副会長）
ｸﾘｴｲﾄみなみかわち実行委員（委員長）
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ連絡協議会（会長）、文化協会（副会長）、生活学校やよい会、親子映画会、更生保護婦人会すみれ会、町ﾃﾆｽ部、明日の町政を考える会、環境問題を考える会、開かれた町政を実現する会等々

荒井英子の一般質問



1、防災体制の整備について

質問 ①

災害時に備え住民が自主的に組織する「自主防災組織」を自治会毎に組織するよう働きかけていただきたい

答弁《 総務課課長 》

自らの地域は自ら守ると言う相互扶助の精神が必要だと認識している。災害が発生した場合に自主的に協力しあえる自主防災組織の仕組みについては、現在の婦人防火クラブ等を拡大したなかで組織化に努めていきたい

質問 ②

災害時の対応の基本を身につけるためにも、自治会毎の防災訓練の実施を

答弁《 総務課課長 》

防災に対する意識の向上や地域の連帯感の向上に大いに役立つと考えている。今後、石橋消防組合等の関係機関と協議し住民を対象とした防災訓練を検討していく

質問 ③

全国各地の消防団で男性の団員が減っているなか、女性の進出が目立っている。そこで、当町においても消防団に女性を募集することを提案するが、見解を伺う。

答弁《 総務課課長 》

全国的には女性消防団員は存在しているが、現在本県ではまだいないのが実情である。しかし、自主防災の観点から女性の協力も必要で不可欠な情勢である。今後、関係機関と協議検討していきたい。

災害時に備え住民が自主的に組織する「 自主防災組織 」の栃木県における組織率は、19.2 %と全国平均の 43.8 8%を大きく下回っています。

自主防災組織は、阪神大震災を機にその重要性が再認識され、１９９５年１２月の災害対策基本法の改正で、自主防災組織の育成が新たに盛り込まれました。

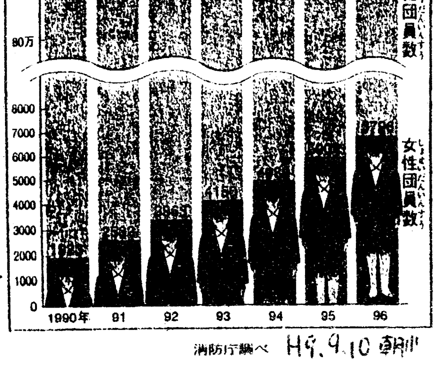
（下野新聞：Ｈ９．１．１８）

また、小山市においては、自主的に防災組織を作る地域に消火器やジャッキなど災害時に必要な道具を提供する市自主防災資機材等支給要項を制定しています。

ぜひ、自治会毎もしくは何らかの地域ごとに組織するよう働きかけていただきたいと思います。

自分たちの地域は自分たちで守るという意識とともに、災害に対する備えや被災時に取るべき行動について、住民一人ひとりが考えるきっかけとなるはずです。そして、女性の消防団についてはすべて男性と同じ行動・内容が取れるわけではありませんが、女性の特性を生かした活躍もあるに違いありません。また、昼間の人口動態からしても、女性を意識して行くべきと考えます。

消防の世界に女性ふえる



消防庁調べ H9.9.10 朝日

2、インフルエンザワクチンの集団接種の実施について



質 問 ①

インフルエンザワクチンの集団接種の実施と費用補助について見解を伺う

答 弁《保健衛生課課長》

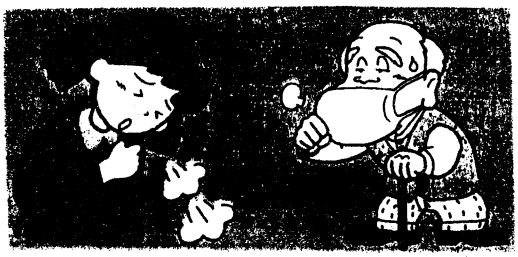
我が国の予防接種は集団の免疫力を高めるため保育所、幼稚園、小・中・高校の児童・生徒に対して予防接種法による接種が行われてきた。しかし、平成６年の予防接種法の改正によりインフルエンザの予防接種は任意に分類され、集団接種は行われなくなった。予防接種により、万一健康被害が生じた場合は法律による救済がうけられないので、集団接種は考えていない。

費用補助については、対象者の選定が難しいこと、そして、個人防衛の観点から受益者負担が相当と考えられるので、費用補助も考えていない。

インフルエンザの流行時期を前に予防接種を希望する方が増えています。昨年は、インフルエンザで２００名の方が死亡し、そのことにより、今年はワクチンで予防しておこうと考えた方が増えているのかと思います。
インフルエンザは、強い感染力により、咳や鼻水等の症状のみならず、高熱や筋肉痛等の全身症状が強く現れ、体力の低下した人では肺炎などの命に関わる重病を併発することが多く見られます。しかし、予防接種をしておくと「発病の防止効果」と「重症化の防止効果」があると言われています。

予防接種には、集団接種と個別接種がありますが、それぞれに利点・欠点があるかと思いますが、今回は集団接種の場を要望しました。今年は、希望者に対してワクチンが不足している状態にあります。これに対して、数を確保するためにも、町が集団接種の場を提供していただきたいのです。そして個人負担を実費とした場合安くできるはずです。そして、できれば個人負担ではなく町補助としていただきたいのです。
集団接種であれば町の持ち出し分は安くなるはずです。

また、これは今期には間に合わないだろうと思いますので、来年にむけた対策として考えていただければと思ったのですが、来年にむけた対策も含めて考えないと言われてしまいました。



一般質問をした何日か後に、村の予算から一部補助を出してインフルエンザのワクチンを接種しているという記事を見つけた。(朝日新聞・H11 年 12 月 14 日付け論壇)

この村は、佐賀県三瀬村。一回の接種の自己負担を 1000 円にし、65 歳以上の 300 人以上が接種し終えたのこと。

☆荒井英子の 1999 年議員会計報告（報酬と主な使途）

【収　入】	議員報酬	3,881,197円	（233000 円× 12 ヶ月＋期末手当）
	所得税　還付金	339,310	
	議員旅行積立返金	240,320	
	消防委員	22,000	
【支　出】	所得税	370,410円	
	議員共済掛け金	357,320	
	住民税	45,800	
	国民年金掛け金	155,750	
	議員旅行積立金	100,000	
	家計へ	600,000	
	自動車関連	267,948	（ガソリン・修理・車検）
	備品購入	99,586	
	被服費	109,113	（衣服・クリーニング代）
	書籍・新聞	162,203	
	交際費	377,514	（研修費・団体会費・懇親会）
	慶弔費	70,000	
	交通費	57,180	
	通信費	12,278	
	飲食費	394,146	
	会報発行費	42,231	（第１００～１０３号、その他印刷代）
	印刷機ｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ分担金	60,000	
	ユニセフへ	36,000	
	医療費	7,340	
	荒井英子を応援する会へ	50,000	



雑　感

☆今、４年間最後の報告を書き終えようとしています。
いつも時間に追われ、ぎりぎりの原稿書きとなってしまいました。
そして、今回も・・・。（まだ、議会だよりの原稿書きが残っているのです。）

☆消防団に女性の採用を要望した。消防団には男女の区別はしていない。
しかし、年齢制限がある。40 歳までとなっている。女性の採用をと、要望するからには、先ずは自分かなと、思わず議会で、『 年齢制限の見直しがされたら消防団に入ります 』と言ってしまいました。果たして、実現するのでしょうか？！。

☆電子メールアドレス：eikology @ m10.alpha-net.ne.jp

磯辺香代の一般質問（１２月８日）



1．地域防災について

(1)非常備消防

祇園・緑地区は広い道路や緑地、生け垣設置の奨励など都市計画上可能な防災対策はなされていると思われるが、家屋密集地帯であり、地震・火災の発生によって大災害へと発展する可能性のある地域である。また、10年後15年後を考えると住民の高齢化が進み、有事の際の地域内互助・共助が一層大切になると考える。

①祇園・緑地区の域内戸数は他地区より多いが、自治消防団組織率は低くとどまっているのが現状である。背景として消防団の意義や活動実態が知られていないことが考えられる。昨年度は消防団について理解を深めていただくため地域への説明会を行なった経緯があるが今後も説明会などを行なっていく計画はあるか。

【総務課長】

今後も消防団に対する理解を深めていただくために説明会を含めた方策を進めていく。

●*memo*

・昨年7月25日ＧＴコミセンにて祇園・緑地域の自治会長、消防委員、消防団幹部役員と、主に自治消防の必要性や団員確保への協力要請等について懇談会を開催。
・今年11月、団員用アポロキャップを作成しイメージアップを図る。

②現在消防団の人員構成は勤め人が86％を占め、町外勤務の方も多い。人員確保と、出動しやすい体制をとるために、現行条例の年齢規定の見直し、女性の参加などの改正が必要ではないか。

【総務課長】

このような状況は全国の自治体に見られる傾向であり人員確保に苦慮している。現行条例は昭和30年制定のものであり、年齢制限等は今後十分検討して参りたい。なお、女性の参加は現行条例で可能。

●*memo*

年齢規定　（消防団条例第２条）
団員の年齢は満18歳以上満40歳までとする。ただし、役員はこの限りではない。

③防災への意識付けや体制の強化のため、自治会単位の防災（防火）訓練の実施を促進（誘導）するような施策を。

【総務課長】

石橋消防組合等の関係機関と協議の上、住民を対象とした防災のつどいなどを検討したい。

提案

幸せなことだが家庭の消火器は使用されないうちに有効期限切れとなっているものが多い。中身の詰め替えと使い方の学習を兼ねて、防火訓練に使ってはどうか。詰め替え費用の半額でも町が補助すれば・・・・

(2)災害時等の児童の下校について

①震災時や台風の襲来時などを想定した児童防災訓練において安全な下校、親への引き渡しなどについては、どのように決められているのか。以前、台風接近のため早い下校を実施したが、共働きや遠距離通勤のため夕刻まで留守になる家庭から苦情が寄せられたとのこと。かえって危険なことも考えられるので実態に即した対応が必要と思う。

【教育総務課長】

本町の小中学校の防火・防災計画書に基づく防災訓練の中には、安全下校と親への引き渡しなどについては明記されていない。防火・防災計画書の見直しを検討している。今後は保護者の協力も得て、安全下校や非難場所への誘導などを取り入れた計画での実施も考えている。

わが町の常備消防体制は壬生町、石橋町、上三川町、国分寺町と共に広域で設置し運営している。平成７年石橋町に本部が完成。国分寺分署と南河内分署は廃止、石橋消防署に統合されている。この広域消防に対し、町には自治消防（消防団）がある。３分団から成っていて、ポンプ車などが配備されている。数少ない祇園・緑地区の消防団経験者である小山さん（緑１丁目）の活動レポートによると、年間の火災出動は５～６回。機械機具点検と使用訓練のほうが多いとなっている。

祇園・緑地区は消防団の結成は無理だろうと行政サイドも住民自身も漠然と考えてきた。また、常備消防がすべてをカバーするものとの認識も強い。

しかし、初期消火はもちろんのこと、次の有事に備えるため消防署が引き上げた後の現場管理（残火処理）を消防団が行っていることを知り、また、過去の火災時に地元消防団（緑地区５人を含む）に大変お世話になったことを聞くと、いつまでも知らん顔はできないかなと思う。

同調圧力によって無理やりやらされる消防団ではなく、自分たちの生命財産を助けあって守ろうとする新しいコミュニテイーの創造という立場で考えていきたい。その際、消防団の実態についての詳しい説明が欲しい。18歳から40歳の団員では皆忙しすぎて結成しようにもできそうもない。もう少し枠を広げ女性やシルバー世代にもご協力いただけないものか。

まずは「消防団ありき」の考え方で述べてきたが、消防団条例はあっても、結成に関しての強制力は誰も持っていない。そんなものはいらないという選択も可能である。しかし、それなら、それなりの考え方で、消防団に代わる防災のあり方を模索する必要があるのではなかろうか。

この祇園・緑地区の家屋密集度、今後の高齢化と地域社会形成意識の低下などを考えると、おカミに安全だと言わせることで、不確かな安心の中にいつまでも逃げ込んでいるわけにはいかないだろうと思う。

「日本の自治・分権」（松下圭一著）の中に、阪神淡路大震災を例に次のような指摘があった。
❶災害時には、行政が瞬時に崩壊します。・・・略・・・。そのうえ、日頃の緊急対策マニュアルも、行政機構が正常に作動するという前提にたっているとき、形式主義・公式主義にながれてまにあわず、おろおろすることになります。
❷市町村、県、国の各レベルを問わず、大災害時における行政の限界を日頃市民に明示しておくべきです。・　略・・・。市民は行政への過剰期待をもつことなく、市民みずからによる備蓄から地域づくりまで、市民の自助・共助つまり市民防災をふくめた市民自治からの出発を常に基本におくべきです。



2．保健福祉事業（主に介護保険について）

①政府の介護保険特別対策について、町長はどのように受け止めているか。

【町長】
特別対策は、介護の社会化・負担と給付の明確化といった介護保険制度の根幹をゆるがしかねないものと受け止めているが、制度の円滑な実施のためにという趣旨を十分に踏まえ、高齢者の方に新しい制度に慣れていただくことや、介護者にとって一番いい方法は何かといった視点から必要な事業を選択し実施していきたい。

②基盤整備とよく言われるが本町における基盤整備とは何か。

【町長】

基盤整備とは「保険あってサービスなし」とならないように介護サービスの供給体制を確保することだが、民間参入ということも考えられ、行政としては対応しにくい部分がある。とりあえず社会福祉協議会でしかるべき対応をすべく整備を進めている。

結局、基盤整備を押し進める力となるのは、『需要』だということだろう。今、近隣にないサービスもあきらめないで求めることが大事だ。

③説明会開催によって得られた意見や要望は何か。「上乗せ」「横だし」サービスとして事業計画策定に生かされるのか。

【福祉課長】

主な意見要望には、①介護認定調査や認定審査を公正に実施してもらいたい。②受益と負担の関係について説明が欲しい。③介護保険制度を利用しなくても済むよう、高齢者が元気でいられる対策を考えて欲しい。などが寄せられた。「上乗せ」「横だし」サービスを介護保険の枠内で設定した場合、財源となる65歳以上の高齢者の保険料を押し上げるし、サービス対象者が要介護・要支援の認定を受けた方に限られる。「上乗せ」は利用者の自己負担とし、「横だし」は介護保険事業の枠内でとらえるのでなく地域福祉（一般会計）としてとらえて進めたい。

④現行の介護手当をどうするのか。

【町長】

介護保険制度に込められた基本理念や意義がねらい通り達せられるよう現行の介護関連施策の整理を行う。介護手当（3000円／1か月）は廃止する方向で検討している。介護をしている家族は肉体的・精神的に大きな負担を負っており、介護疲れ・共倒れの危険性がしばしば見られ、家族関係が損なわれるような問題も生じている。この構造を克服しないまま、介護保険制度の中で現金給付の道を開けば介護問題の解決はないと考えている。しかし、家族介護をしようとする心情は大事にしなければならないという観点から、将来的に介護制度が成熟すれば現金給付も選択肢とする可能性までを否定しない。なお、政府の打ち出した特別対策のうち、家庭介護慰労金支給事業は実施する方向で検討したい。



＊現金給付（介護手当）の問題点
❶基盤整備の遅れを正当化する。
❷主に女性（80％前後）によって行われている家庭内介護労働を固定化する。
介護保険は❶を整え❷を解放するのが大きな目的だったはずなのに。

⑤介護保険事業実施にあたって、社会福祉協議会の役割は何か。

【町長】

県指定のホームヘルプサービスの事業者。介護保険対象外の高齢者に対する生活支援サービス。生き甲斐対策事業。地域福祉権利擁護事業（相談窓口）など。さらに制度の導入を踏まえ、在宅介護支援センター、県指定のケアプラン作成機関、老人福祉法の施設などの業務にも取り組むよう検討を加えている。

⑥基幹型在宅介護支援センター設置の見通しはどうか。

【町長】

平成12年度社会福祉協議会に標準型の在宅介護支援センター運営を委託していく方向で予算編成を進めている。場所はふれあい館の中を予定している。（国の許可規準84.34㎡）

⑦介護報酬の決定がまだであるが、ケアプランの作成は間に合うのか。足りないサービスが出てきたら保険者としてどう対処するのか。

【福祉課長】

介護報酬の確定は平成12年1月以降になるものと思う。現状においては、今受けているサービスを基本にケアプランを作成することになろうかと思う。足りないサービスが出て来たときの対処としては、他のサービスとの代替性を検討し、そのサービスにて充当するなどが考えられる。施設サービスについては、入所できるまで在宅サービスを利用するなど。

代替サービスはあくまでも経過措置的なものとしていただきたい。受けたいサービスが受けられるように。プランの主体は利用者のはず。

⑧町が提供する保健福祉サービス事業のための場所について、本格的なリハビリテーション施設などをお考えか。

【町長】

現在の保健センターは大変せまい。高齢化に伴い寝たきり予防のための機能訓練施設の拡充が望まれるところである。次期総合計画の策定にあたりリハビリ施設も含めた総合的な施設を検討したい。

政府の介護保険特別対策なる補正予算が先ごろの臨時議会で通過した。平成１２年４月からの１号被保険者の保険料を半年徴収しない、次の１年は半額にする。認定されながら介護サービスを１年間利用しなかった低所得の方には年１０万円の現金支給など。介護保険法を改正せずに、こじつけのような解釈をして、とにかく予算を付けた。介護保険事業は自治事務であり地方分権が試される初めての大事業だとして法の趣旨に沿ってがんばって準備してきた自治体は声をそろえて怒っている。もし、当初計画通り保険料を徴収すればこの特別対策費はもらえない。

保険料が只だからといって喜んでいてはいけない。保険料を支払わずに受けるサービスは自分の契約ではなくいつまでもおカミからの措置といった感じを引きずる。サービスの量や質を改善する意見が言いにくい立場、弱い立場から脱しきれなくなる。そのことが制度の成熟を結果として遅らせる。

3．行財政のわかりやすい説明について

①町広報で「予算特集」を掲載するが、解りにくいとの評を聞く。総額記載ではなく、主な事業別予算や補助金を受けている団体などを明確に載せるべきと思うがどうか。

【企画課長】

予算については「予算特集」で、財政状況は6月と12月に掲載している。事業別予算、補助金団体を明確にすることを含め、現在のものよりは少しでも解りやすい内容にするよう努力したい。

「予算特集号」は総額記載による公開なので内訳が全然わからない。町がこの１年どんな仕事をしてくれるのか具体的に思い描くことができないために、せっかく発行してくれた「予算特集号」を興味を持って読む気になれない。なぜ「予算特集号を解りやすく」と訴えるのか。住民が町財政を理解するということは、町政を開く一つのステップであるから。町を本当に理解しうる住民の数をふやすことは、町執行部にとって必ずプラスになることだと思うし、株主（納税者）に事業の説明を詳しく行うのはごく当り前のことだからである。

☆1999年の議員報酬と主な支出

《収入》 （円）

議員報酬	3881197
（23.3万×12月＋期末手当て）	
消防委員報酬	22000
議員旅行積立返金	240320
所得税還付金	224310
	4367827

《支出》

所得税	370410
住民税	82800
国民健康保険税	203700
国民年金	159600
議員共済掛け金	
（27600×3月＋29900×9月）	357320
全労済	16720
議員旅行積立（10000×10月）	100000
後援会経費	200000
家計へ（50000×12月）	600000
自動車経費	
（ガソリン・税金・点検・保険）	160121
ネットワークニュース発行	42231
備品購入	
（インク・紙・携帯電話・切手）	56260
印刷機オーバーホール分担金	60000
書籍・新聞等	138255
講座・研修会参加費	178700
団体会費等	69000
交際費	
（慶弔費・親睦会等参加費）	180405
被服費（メガネ・スーツ他）	203569
医療・美容（歯科・白髪染め等）	45517

☆介護保険に関するシンポジウムなどで東京に出向くことが多かった。堀田力さんや岩川徹さん（鷹巣町長）の話を間近で聴く。時間とお金はかかるが前向きな気持ちを頂戴できる。エネルギー源。

★常任委員会の所管変更について（発議第７号より） （報告：荒井）

☆常任委員会とは・・・。

地方自治法において、議会の権能強化と行政の複雑化、専門家に即応するために議会に常任委員会を設置することができる旨定められている。これは、議会が、合理的しかも能率的な審査や調査をするために設けられたものである。（任意性）

今回、所管課のバランスと定数の見直し、名称変更がされました。

【改正前】

◎総務常任委員会（６名）
総務課・企画課・税務課・出納室
議会事務局・ふれあい館

◎教育民生常任委員会（４名）
教育総務課・社会教育課・文化課
住民課・福祉課・保健衛生課
公民館・図書館・児童館

◎経済常任委員会（４名）
経済課・農業委員会事務局

◎建設常任委員会（４名）
建設課・都市計画課・水道課

【改正後】

◎総務常任委員会（５名）
総務課・企画課・税務課・出納室
議会事務局・ふれあい館

◎経済・建設常任委員会（５名）
経済課・農業委員会事務局
建設課・都市計画課・水道課

◎厚生常任委員会（４名）
住民課・福祉課・保健衛生課
児童館

◎文教常任委員会（４名）
教育総務課・社会教育課・文化課
公民館・図書館

傍聴感想

緑６丁目　益子寿子

１２月定例会、一般質問(12/10)を傍聴した。

議員さんたちにとっては任期最後の議会でもある。それにしては、女性議員３人しか一般質問をしないというのも寂しい気がする。他の議員たちは総まとめとして何か質問することはなかったのだろうか？

４年間主に一般質問を傍聴してきて、最近ちょっとした変化に気が付いた。町長が議員を○○議員と名前で呼ぶこと。これは当たり前のことの様な気がするが、以前は○番議員と番号で呼ばれ違和感があったので好ましく感じた。もう一つは、町長が答弁の時に「質問のうち何番と何番については町長が答え、何番については○○課長に答えさせます。」とはじめに言ってくれるので、聞いている方もわかり易くなったことである。

一般質問だけが議員の仕事ではないが、常に前向きに取組む女性議員たち。これからもこの３人には頑張って欲しいと思う。

緑３丁目　高橋佳枝

新町長になってからの初めての感想です。
ほぼ８年間、村尾さんの一般質問をできるだけ聴いてまいりました。
その間、時には質問に対して空気が凍り付くようようなやりとりがあったり、検討しますの言葉に明らかに誠意が無かったりをこちらにいても感じる場面がありました。

でも、宇賀持町長の所信表明以来、議会の雰囲気は確かに変わりましたね。私たち自身も、町長と三人の議員さんを代表とする政策協定の会「開かれた町政を実現する会」を応援してきたせいででしょうか、今回の１２月議会のように村尾さんが「よもや町長はお忘れではありますまい」と町長に向けておっしゃっても、聴いている方も余裕があります。(一般質問の第一、環境保全について政策協定を結んだ内容にふれたときのこと)

「町」という規模は確かに小さい。予算も大変です。けれど「町」だからこそ、住民ー議員ー町政と、できることがとてもよく見えます。
「開かれた町政を実現する会」と町長が結んだ政策協定を実現するにはかなりの時間がかかるかも知れない。しかし一歩を進んだここ半年の議会だったことは、私だけが感じたわけではないと思います。　ところで、三人の議員の方々の４年という今の任期が早や終わろうとしていますね。

あとは　さらに皆さんの活動が来期につながるように願うばかりです。

給料表改定して平均0.33%アップ、
育児休業中にも期末・勤勉手当支給、
当直手当一回4200円等の改正もした

★議員・特別職・職員の期末手当の率、0.3か月分引き下げ (議案41～43号)

(報告:村尾)

	支給月	改正前	合計	H12年度～	合計
議員	6月	1.70	4.05	1.55	3.75
	12月	2.35		2.20	
特別職(町長・助役収入役)	3月	0.55	5.25	0.55	4.95
	6月	2.20		2.05	
	12月	2.50		2.35	
職員(7級以上)	3月	0.55	3.65	0.55	3.35
	6月	1.40		1.25	
	12月	1.70		1.55	
職員	3月	0.55	4.05	0.55	3.75
	6月	1.60		1.45	
	12月	1.90		1.75	

※H11年4月から実施だが、算定基準日の関係から12月分は従来通り支給し、下記の措置。

・議員：H12年1月分報酬を次のように減額
　議　長：208,290円(本来31万8千円)
　副議長：170,300円(〃 26万円)
　議　員：152,615円(〃 23万3千円)

・特別職・職員：12年3月支給の期末手当の率を減じて、合計の率を調整。

単位は率

期末手当＝(給料+扶養手当)月額×率

（議案第４５号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（報告：磯辺）

★一般会計補正予算（第４号）

歳入歳出予算にそれぞれ8424万1千円を追加し、総額を67億9543万4千円としました。　　（当初予算：６３億６８００万円）

歳入（主なもの）

●児童福祉費（児童手当）国庫負担金　2261000

県負担金　157000

（所得限度額が引き上げられた事による追加）

●少子化対策特例交付金（国庫補助金）　34436000

●物品売り払い収入　1079000

（昨年まで町直営で行っていたごみ収集業務を外部委託としたので、所有していたパッカー車２台を払い下げた）

●財政調整基金から繰り入れ　40596000

（今回の補正の歳入不足分を繰り入れた）

●減税補てん債　5300000

（起債許可の決定。増額追加分。総額は3660万円に）

（単位：円）

歳出（主なもの）

●児童手当　2575000

（今回の補正で総額は2390万5千円に）

●少子化対策基金（エンゼルプラン策定費）　2300000

●保育所備品（公用車２台、暖飯器、遊具）　3953000

●保育所工事（車庫・物置設置）　5800000

●わかくさ保育園補助金（遊戯室建設）　7600000

●児童館備品（公用車１台、ベビーベット）　1681000

●児童館工事（ヒーターの室外機防音壁・ロッカー取り付け）　1830000

●園児社会体験活用マイクロバス２台（薬師寺幼稚園）　11410000

●農業集落排水事業特別会計へ繰出し　5351000

●仁良川土地区画整理費立ち木・物件補償　24000000

12月議会の報告会を開きます

とき：１月15日（土）

午前10時～12時

ところ：GTコミュニティーセンター

会議室

主催：明日の町政を考える会

みんなのつどい

映画「住民が選択したまちの福祉」上映

◆講演：羽田澄子監督◆

日時：平成12年1月29日（土）

場所：中央公民館大ホール

入場料：前売り400円（当日500円）

必見！必見！必見！です。

「福祉のまちづくり」を掲げた若い町長。町長の政策はなかなか議会の支持を得られず、福祉施設の建設も難行していた。そんな中で住民は何を思い何をしたか。住民、議会、町長、町当局それぞれの努力を記録した映画である。

主催：クリエイトみなみかわち実行委員会
南河内町教育委員会